

屋外広告物に関するQ & A

Q1 「屋外広告物」とは？

A1 「屋外広告物」とは、屋外広告物法により「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と規定されており、市内に屋外広告物を掲出する場合は、営利・非営利に関わらず「新座市屋外広告物条例」の規定による規制を受けることとなります。

【屋外広告物に該当するものの例】

- ・個人住宅の表札
- ・建物の壁面や屋上等を利用する広告
- ・野立看板
- ・はり紙
- ・広告旗
- ・立看板
- ・広告物を表示するための掲示板（広告内容がなくても「屋外広告物」となります。）等

【屋外広告物に該当しないものの例】

- ・街頭で配布されるチラシ等
- ・サーチライト等、単に光を発するもの
- ・スピーカーから流す音響
- ・建物や自動車の窓の内側から屋外に向けて表示された広告物（屋内の広告物）等

Q2 「新座市屋外広告物条例」とは？

A2 市では、①良好な景観の形成、②風致の維持、③公衆への危害の防止の観点から「新座市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行っています。

本条例では、屋外広告物の規模等の設置基準や屋外広告物の掲出を禁止する地域・物件、許可手続の方法等を規定しています。条例の概要については、市ホームページ「新座市屋外広告物条例について」に掲載している「[新座市屋外広告物条例のしおり](#)」にまとめてありますので、詳しくはこちらを御確認ください。

Q3 新しく屋外広告物を掲出したいが、何から始めればいいのか？

A3 市内に屋外広告物を掲出する場合、**[原則として「新座市屋外広告物条例」の規定による許可を受ける必要があります。](#)**許可を受けるためには、屋外広告士等の管理者を定め、掲出しようとする屋外広告物の計画が条例に定める基準に適合する必要がありますので、まずは「[新座市屋外広告物条例のしおり](#)」を御確認ください。

なお、個人住宅の表札や自己の店舗に掲出する店舗名を表示した看板等の「自家広告物」については、一定基準までは許可不要で掲出することができます。

Q4 「自家広告物」「一般広告物」とは？

A4 「自家広告物」とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容等を表示するものをいいます。借地であったとしても、その土地・建物を事業所として使用し、当該事業内容を示すものであれば、自家広告物になります。

自家広告物については、一定基準までは許可不要（市への手続きが不要）で掲出でき、屋外広告物の掲出を原則禁止している地域である「禁止地域」にも掲出することができる等、規制の適用除外を受けることができる場合があります。（Q7参照）

また、「一般広告物」とは、自家広告物に該当しない屋外広告物をいい、許可を受けないと市内に掲出することはできず、禁止地域に掲出することはできません。

【自家広告物の例】

- （例1） コンビニエンスストアAの店舗敷地内に掲出する「コンビニエンスストアA 24時間営業」と記載されたサインポール
- （例2） ビルの一室を事業所として借りているB社が、当該ビルの屋上に掲出する「B社 本ビル3階」と記載された屋上看板
- （例3） C社所有の月極駐車場内に掲出する「契約者募集中 連絡先：C社（TEL）」と記載された広告板

【一般広告物の例】

- （例1） A社が、B氏の住宅敷地を借用して掲出する「A社 この先200m先左折」と記載された広告板
- （例2） 農業を営むC氏が、自身の所有している畑に掲出する、広告物を表示するための掲示板（広告内容なし）
※ C氏所有の畑に関連する農作物等の内容を表示した場合は、「自家広告物」となります。

Q5 「禁止地域」「許可地域」とは？

A5 「禁止地域」とは、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害の防止を目的として、屋外広告物の掲出を原則禁止している地域をいいます。

禁止地域については、「新座市屋外広告物条例のしおり」P.5にまとめていますのでこちらを御確認ください。また、禁止地域の詳細な範囲については、市ホームページ「新座市屋外広告物条例について」に掲載している「許可申請前チェックシート（提出書類・禁止地域等）について」を参考に、各所管課にお問い合わせください。

また、「許可地域」とは、禁止地域以外の地域をいい、一般広告物は許可地域にのみ、許可を受けて掲出できます。

Q6 禁止地域に該当しなければ、屋外広告物を掲出できるか？

A6 新座市屋外広告物条例では、屋外広告物の掲出を原則禁止する「禁止地域」以外に、屋外広告物の掲出を禁止している物件（禁止物件）及び掲出を禁止している広告物（禁止広告物）についても規定しており、これらに該当するものも掲出はできません。禁止物件及び禁止広告物は次のとおりです。

また、「禁止地域」、「禁止物件」及び「禁止広告物」に該当しなかったとしても、条例で定める設置基準に適合し、許可を受けなければ市内に屋外広告物を掲出することはできません（基準に適合して許可不要となった自家広告物等、「適用除外」の屋外広告物を除きます。）。

【禁止物件】

- ・橋、トンネル、高架構造物、分離帯 ・石垣、擁壁 ・街路樹、路傍樹
- ・記念碑、形像 ・郵便ポスト、信書便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標 ・火の見やぐら
- ・送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔 ・煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- ・信号機が設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- ・(※) 国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
※ はり紙、はり札、立看板、広告旗（のぼり旗）のみ掲出を禁止する物件

【禁止広告物】

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- ・著しく破損し、又は老朽したものの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるものの
- ・信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるものの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれがあるものの

Q7 「適用除外」の屋外広告物とは？

A7 個人住宅の表札や商店等が店に出す看板などの自家広告物等、日常生活を営む上で必要最小限なものについては、許可不要（市への手続きが不要）や禁止地域への掲出等の例外を認めています。この例外の適用を受けた自家広告物等を「適用除外」の屋外広告物といいます。自家広告物以外の適用除外の屋外広告物及び適用除外となる条件については「新座市屋外広告物条例のしおり」P.13を御確認ください。

Q8 屋外広告物の基準とは？

A8 市内に屋外広告物を掲出しようとする場合、掲出しようとする屋外広告物の計画が条例に定める基準に適合する必要があります。屋外広告物の区分等により基準が区別されていますので、次の表を参考に、「新座市屋外広告物条例のしおり」を御確認ください。

屋外広告物の基準

	広告物区分	地域	許可の要否	基準及び新座市屋外広告物条例のしおりの基準掲載ページ (欄内の基準を全て満たす必要があります。)
屋 外 広 告 物	自家広告物	禁止地域 ※禁止地域掲出に ついて適用除外	許可 要	1. 共通基準 (①「地色の基準」を除く。※)【P.2】 2. 掲出物件の色彩基準【P.3】 3. 自家広告物の基準(1)「許可を得れば出せる」欄【P.14】
			許可 不要 ※市への手続に ついて適用除外	1. 共通基準 (①「地色の基準」を除く。※)【P.2】 2. 掲出物件の色彩基準【P.3】 3. 自家広告物の基準(1)「許可不要で出せる」欄【P.14】
		許可地域	許可 要	1. 共通基準 (①「地色の基準」を除く。※)【P.2】 2. 掲出物件の色彩基準【P.3】 3. 自家広告物の基準(2)「許可を得れば出せる」欄【P.15】
			許可 不要 ※市への手続に ついて適用除外	1. 共通基準 (①「地色の基準」を除く。※)【P.2】 2. 掲出物件の色彩基準【P.3】 3. 自家広告物の基準(2)「許可不要で出せる」欄【P.15】
	一般広告物	禁止地域	掲出不可	掲出不可
		許可地域	許可 要	1. 共通基準 (①「地色の基準」を除く。※)【P.2】 2. 掲出物件の色彩基準【P.3】 3. 一般広告物の基準【P.8~9 P.11~12】※

その他「適用除外」の屋外広告物	・適用除外となる条件【P.13】
-----------------	------------------

※ 共通基準中、①「地色の基準」は、「新座市屋外広告物条例施行規則」の改正により廃止されました。また、一般広告物の基準中、「建物の敷地外の空地や農地に出す場合」の独立看板の基準は、「建物の敷地に出す場合」と同様の基準となりました。詳しくは市ホームページ「新座市屋外広告物条例について」に掲載している「改正新座市屋外広告物条例施行規則」を御確認ください。

Q9 許可申請はだれでも行えるのか？

A9 許可申請は、屋外広告物を掲出しようとする方又は屋外広告物を掲出しようとする方から手続の委任を受けた方（申請時に、別途「委任状」が必要です。）が行うことができます。

なお、屋外広告士等の「管理者」が定められていることが許可要件のひとつとなります。

Q10 「管理者」とは？

A10 新座市屋外広告物条例の規定による許可を受けるためには、許可に係る屋外広告物を管理する「管理者」があらかじめ定められている必要があります。管理者となれる方は次のとおりです。

- 1 埼玉県に屋外広告業の登録をした業者 ※ [埼玉県ホームページ「屋外広告事業者登録簿」参照](#)
- 2 都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物講習会を修了した者
- 3 屋外広告士
- 4 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- 5 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

Q11 許可申請は何をすればいいか？

A11 市ホームページ「屋外広告物条例に関する申請書のダウンロード」に掲載している「新座市屋外広告物等（新設・更新）許可申請書」に図面等の必要な書類を添えて、市役所建築開発課に提出してください。（**別途、許可申請手数料が必要です。**詳しくは「[新座市屋外広告物条例のしおり](#)」P.17を御確認ください。）

必要な書類については、市ホームページ「[新座市屋外広告物条例について](#)」に掲載している「[各種申請等の必要書類について](#)」や「[許可申請前チェックシート（提出書類・禁止地域等）について](#)」を参考にしてください。

なお、市では、**許可申請前に事前審査を受けるようお願いしています。**申請図書一式の作成が終わりましたら、市に御連絡ください。

Q12 郵送で許可申請できるか？

A12 市では、郵送による許可申請も受け付けています。手続の流れについては、市ホームページ「[新座市屋外広告物条例について](#)」に掲載している「[郵送申請 フローチャート](#)」を御確認ください。

Q13 一度許可を受ければ、その後、市への手続は不要か？

A13 新座市屋外広告物条例による許可は「許可期間」が定められています。一度許可を受けたものであっても、**許可期間を超えて屋外広告物を掲出しようとする場合は、許可期間中に「更新の許可」を受ける必要があります**ので御注意ください。また、屋外広告物の変更・改造をしようとする場合は、「変更・改造の許可」を受ける必要があります。詳しくは「**新座市屋外広告物条例のしおり**」P.16、P.17を御確認ください。
なお、「更新の許可申請」及び「変更・改造の許可申請」についても、**事前審査を行います**ので、申請図書一式の作成が終わりましたら、市に御連絡くださいますようお願いいたします。

Q14 市から許可期限について案内等はくるのか？

A14 許可期限については、屋外広告物の許可時に「許可期限を記載した許可証票」及び「許可決定通知書」をお渡ししていますので、こちらを御確認いただき、必要な手続を行っていただくことになります。許可以降、許可期限についての案内はしておりませんので、期限切れとならないよう御注意ください。
なお、「許可期限を記載した許可証票」については、許可に係る屋外広告物に貼付けておく必要がありますので、許可証票の受取後、貼付けの対応をお願いします。

Q15 市への手続は、どのような場合に必要か？

A15 屋外広告物の許可申請等、市への手続が必要な場合は次のとおりです。

市への手続が必要な場合		手続	備考
1	新しく屋外広告物を掲出しようとする場合 (適用除外により許可不要となるものを除く。)	新設 許可申請	手数料 要
2	許可を受けた屋外広告物について、許可期間を超えて掲出しようとする場合	更新 許可申請	手数料 要
3	許可を受けた屋外広告物について、変更・改造をしようとする場合 ※	変更・改造 許可申請	手数料 要
4	許可を受けた屋外広告物の設置者又は管理者の内容に変更があった場合	設置者等変更 届出	手数料 不要
5	許可を受けた屋外広告物が災害等で滅失した場合	滅失 届出	手数料 不要
6	許可を受けた屋外広告物を除却した場合	除却 届出	手数料 不要
7	市から屋外広告物等の状況について、報告を求められた場合	状況 報告	手数料 不要

※ 外観又は構造に著しい変更を伴わない修繕・補強・塗替え・部品の取換え等の軽微な変更については、「変更・改造許可申請」は不要となります。軽微な変更該当するかは、市にお問い合わせください。

Q16 市への手続に必要な書類は？

A16 各手続に必要な書類については、市ホームページ「新座市屋外広告物条例について」に掲載している「**各種申請等の必要書類について**」にまとめてありますので、こちらを御確認ください。また、「新設許可申請」、「更新許可申請」及び「変更・改造許可申請」については、市ホームページ「新座市屋外広告物条例について」に掲載している「**許可申請前チェックシート（提出書類・禁止地域等）について**」に提出書類及び記載事項のチェックシートがありますので、御活用ください。

Q17 許可を受けた後に、やることはあるか？

A17 許可を受けた屋外広告物の設置者・管理者は、必要な管理を行い、当該屋外広告物を良好な状態に保つ義務があります。屋外広告物の落下等の事故を防ぐため、日常的な点検をお願いします。

安全管理の方法については、市ホームページ「安全管理ガイドブック等について」に掲載している「**安全管理ガイドブック**」や「**看板所有者の日常点検項目シート**」等をご覧ください。

また、適用除外により許可不要となった屋外広告物の設置者等についても、同様に必要な管理をお願いします。